

## 第6章 救援

### 第1節 救援の実施

#### 1. 救援の実施

##### (1) 救援の実施及び補助

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### 2. 関係機関との連携

##### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう要請する。

##### (2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

##### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

##### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

#### 3. 救援の内容

##### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合、「救援の程度及び基準」及び県国民保護計画の内容に基づき救援措置を行う。また、市長は、「救援の程度及び基準」において救援の適切な実施が困難であると判断する場合、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての

意見を申し出るよう要請する。

**(2) 救援における県との連携**

市は、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。